

2024年1月22日
山形ガス株式会社

令和5年度「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について

平素より当社のガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、2023年2月検針分から2024年1月検針分までのガス料金について政府が指定する単価の値引きを実施しておりましたが、この度2023年12月22日付で、令和5年度「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が採択されたことを受け、2024年2月検針分以降も引き続き値引きを実施いたします。

本事業は、お客さまの使用量に応じた都市ガスの料金から、国が指定する単価の値引きを行った事業者に対して、その原資を国が支援するものです。

お客さまには、国が指定する値引きを行ったガス料金をご請求いたします。

なお、お客さまによるお手続きや当社へのご連絡は不要です。

【本事業による値引きの概要】

対象のお客さま：当社の都市ガスをご契約いただいているお客さま

実施期間：2024年2月検針分から2024年6月検針分

値引き単価：2024年2月検針分から5月検針分 15円/m³（税込）

※2024年6月検針分は激変緩和の幅を縮小

■詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

<https://r5.denkigas-gekihenkanwa.go.jp>